

呉市教育委員会議題
(令和6年12月26日定例会)

呉市教育委員会

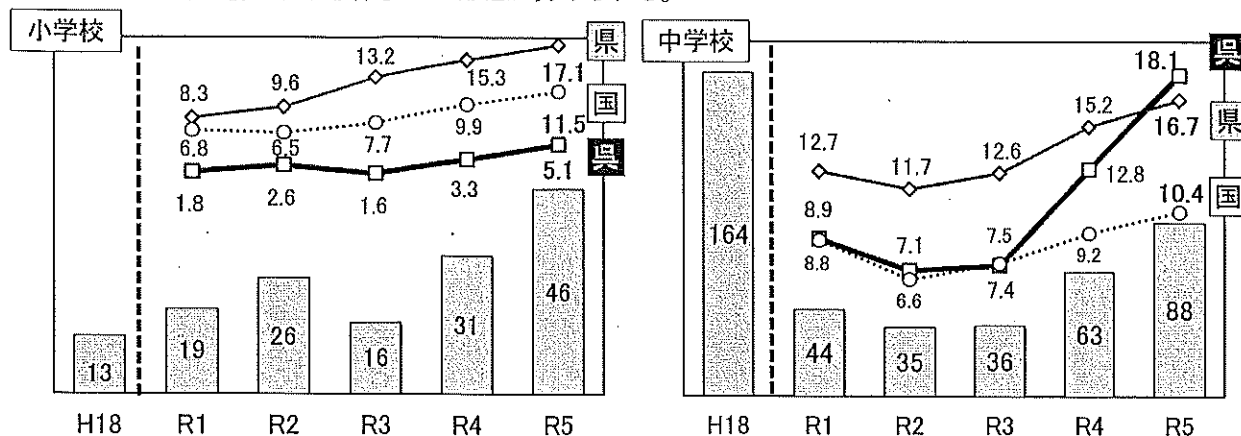
令和6年12月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第32号 令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について
- 4 報告第33号 呉市立呉高等学校の令和7年度入学者選抜実施要項について
- 5 教議第53号 請願書について
- 6 報告第34号 令和6年度教育費補正予算について
- 7 教議第54号 臨時代理の承認について（令和7年度教育費予算）

1 暴力行為発生件数

【定義】 自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為。「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四形態に分けられる。



※ 棒グラフ：呉市における暴力行為発生件数、折れ線グラフ：1,000人あたりの暴力行為発生件数

【令和5年度の状況】

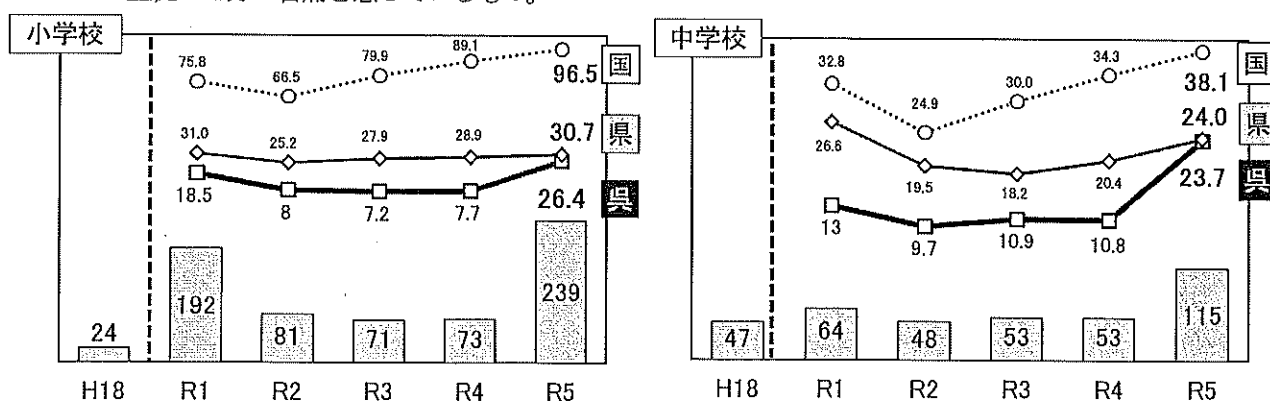
- ・ 生徒間暴力が9割以上を占めている。
- ・ 相手の行動や言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多い。
- ・ 中学校においては、暴力行為を繰り返し行う生徒が増加している。

【今後の対応】

- ・ 未然防止に向けて、落ち着いた学習環境の整備や児童生徒の規範意識の涵養
- ・ 校内巡視や見守りの実施、個に応じた指導や支援を丁寧に行うなど、未然防止と早期発見・早期対応
- ・ 学校がすべてを抱え込むことなく、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した適切な指導
- ・ 生徒指導員の派遣

2 いじめ認知件数

【定義】 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。



※ 棒グラフ：呉市におけるいじめ認知件数、折れ線グラフ：1,000人あたりのいじめ認知件数

【令和5年度の状況】

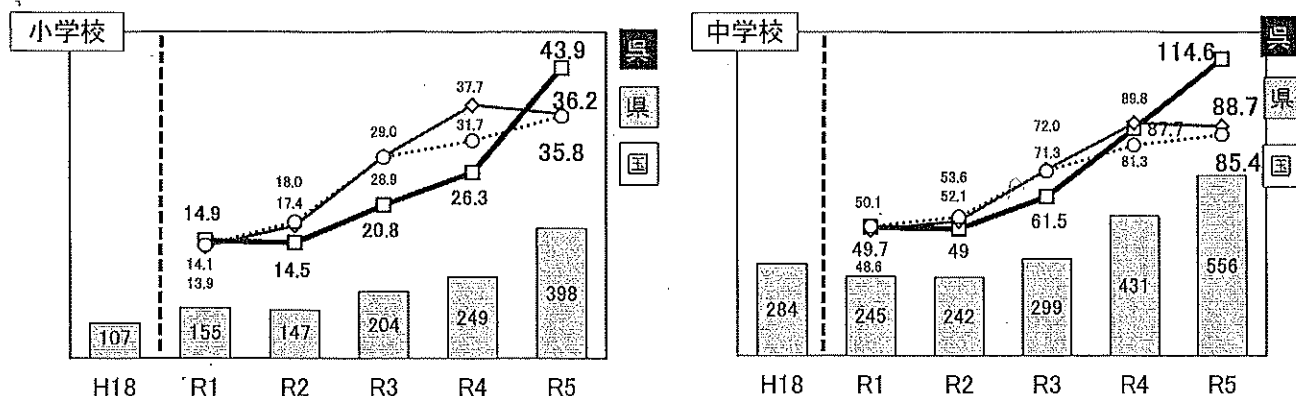
- ・ いじめの初期段階のものも含めて積極的認知
- ・ 正確な事実確認や速やかないじめ対応チームの招集、役割分担など、自校の「いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に従った組織的な対応が不十分な場合

【今後の対応】

- ・ いじめ撲滅キャンペーンなど、児童生徒の主体的な活動を通じた学校・学級風土づくり
- ・ 定期的な「いじめアンケート」や「個人面談」による児童生徒の実態把握
- ・ いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒一人一人の尊厳の大切さを心に据えて、引き続き、「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策の確実な実施（いじめの積極的認知、児童生徒の状況把握や実態に応じた対応、情報モラル教育の充実、教育相談体制の再整備）

3 長期欠席児童生徒数

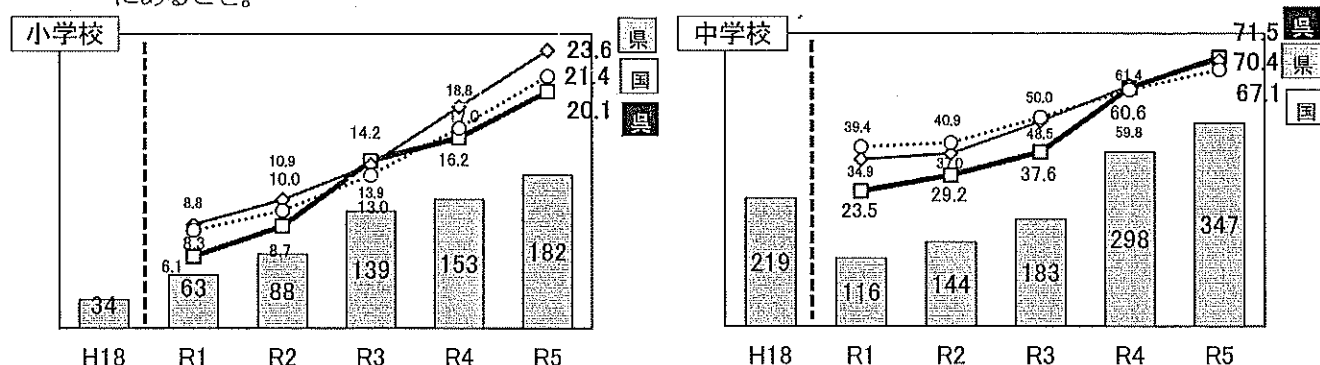
【定義】 年度内に連続または断続して30日以上欠席すること。欠席理由から「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つに分けられる。



※ 棒グラフ：呉市における長期欠席児童生徒数、折れ線グラフ：1,000人あたりの長期欠席児童生徒数

4 不登校児童生徒数

【定義】 年度内に連続または断続して30日以上欠席する「長期欠席」のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。



※ 棒グラフ：呉市における不登校児童生徒数、折れ線グラフ：1,000人あたりの不登校児童生徒数

【令和5年度の状況】

- ・ 長期化するコロナ禍による生活環境の変化や生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、学校生活において、様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったなど、登校する意欲が湧きにくい状況
- ・ 児童生徒の休養の必要性など保護者の欠席に対する意識の変化

【今後の対応】

- ・ 一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援
- ・ 児童生徒が休み始めた際、早めの家庭訪問の実施
- ・ 「アンケート」や「個人面談」を通して把握した児童生徒の実態を踏まえた、安全・安心な学校・学級風土づくり
- ・ 不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、不登校児童生徒の居場所を確保
 - 校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）、呉市教育支援センター（つばきルーム）
 - 広島県教育支援センター（スクール“S”）
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣や呉市教育委員会スクールカウンセラーによる、児童生徒及び保護者との面談

呉市立呉高等学校の令和 7 年度入学者選抜実施要項について

1 選抜の定員・日程等

【一次選抜】定 員 160 名
学力検査等 令和 7 年 2 月 26 日(水)
自己表現等 令和 7 年 2 月 27 日(木)
合格者発表 令和 7 年 3 月 10 日(月) 13 時 30 分

【二次選抜】定 員 一次選抜の合格者決定後に確定
自己表現等 令和 7 年 3 月 18 日(火)
合格者発表 令和 7 年 3 月 19 日(水) 9 時

2 令和 7 年度入学者選抜実施要項の主な変更点

(1) 自己表現カードの廃止

- ア 自己表現カードを廃止した。
- イ 自己表現カードの廃止に伴い、学力検査等時間割を変更した。

~

令和7年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜一次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	160人	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

地域課題の解決に貢献し、持続可能な社会の担い手として新たな価値を創造する、心豊かでたくましい人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

深い学びを実現するために、身につけた知識・技能を活用できる。【知識・技能】【発信力】

目標の実現に向け、課題を解決するために、不断の努力ができる。【思考力】【課題解決力】

「自立」と「自尊」の精神で主体的に学び、他者と協働して社会貢献できる。【持続可能な社会への意識】

(3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、主体的・協働的な学習者を、呉市内外から受け入れる。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

一人一人の進路選択に必要な教科・科目を主体的・効率的に学習できる。

興味・関心のある分野の教科・科目を主体的に探究・表現する力を育成できる。

進路実現に向けて主体的・協働的に学びをデザインできる。

令和7年度入学生教育課程表（予定）

1 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	現代の国語		言語文化			歴史総合		数学Ⅰ			数学A		化学基礎		体育			保健	音楽Ⅰ		英語コミュニケーションⅠ			論理・表現Ⅰ		家庭基礎		情報Ⅰ		産業社会と人間		ホ ー ム ル ー ム 活 動
																			美術Ⅰ													
																			書道Ⅰ													
2 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語		地理総合		公共		体育		保健	英語コミュニケーションⅡ				選択科目															フ ロ ン テ ィ ア Ⅰ	ホ ー ム ル ー ム 活 動		
3 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語		体育		選択科目															フ ロ ン テ ィ ア Ⅱ	ホ ー ム ル ー ム 活 動											

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和7年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出 願

(1) 方 式

志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2) 期 間

- ア 出 願 登 録 (ア) 志願者登録・中学校確認登録 令和7年1月23日（木）から2月4日（火）16時まで
(イ) 高等学校確認登録 令和7年2月5日（水）から2月10日（月）正午まで
- イ 志 願 変 更 令和7年2月13日（木）から2月19日（水）正午まで
- ウ 調 査 書 等 提 出 令和7年2月13日（木）から2月20日（木）正午まで

(3) 手 続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月19日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(7)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月19日(水)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(7) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(7)の手续に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(i) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(i)の手续に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月19日(水)までに必着するよう提出すること。また、令和6年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(調査書情報)

② 評定(成績評点)集計表(様式第2号)

エ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和7年2月20日(木)正午までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(i) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(7) 2月10日(月)正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(i) 2月13日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月14日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日(月)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月18日(火)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月19日(水)正午現在の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する

6 選 抜

- (1) 一般学力検査
- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。
- (2) 自己表現
- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。
- 本校の自己表現の配点は、30点とする。
- (3) 学校独自検査(面接)
- ア 面接は、志願者全員に対して行う。
- イ 面接の配点は、30点とする。
- ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。
- 志望理由等、規範意識・社会性
- (4) 中学校過年度卒業の志願者の面接
- 中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。
- (5) 実施期日及び時間割等

2月26日(水)			2月27日(木)	2月28日(金)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40～9:00	集合・注意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)
第1時限	9:10～10:00	国 語		
第2時限	10:20～11:10	社 会		
第3時限	11:30～12:20	数 学		
第4時限	13:10～14:00	理 科		
第5時限	14:20～15:10	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

- ※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日（2月27日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月28日（金））にも実施する場合がある。自己表現及び面接の集合時刻は、2月25日（火）正午に本校ホームページに掲載する。
- ※ 学校独自検査の面接（5分）は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）、上履き・下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の50%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は、2:4:2:3とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は、6:2:2:1とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 定員は、入学定員外で2人以内とする。

(2) 選抜は、「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。出願手続等の詳細は、本校に問い合わせること。

9 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和7年3月10日（月）13時30分に本校内での掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和7年3月11日（火）正午までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和7年3月10日（月）13時30分から令和7年3月11日（火）正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。（受検票を持参すること。）

(3) 合格者は、令和7年3月11日（火）正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

10 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、令和7年3月11日（火）

16時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

11 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和7年1月10日（金）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5(2)ア(イ)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

12 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

13 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項 目	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和7年3月3日（月）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現、面接、作文

イ 実施期日及び時間割等

3月5日（水）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9:00～ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:20	作 文
第2時限	10:40～	自己表現及び面接

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

- ① 追検査受検承認（不承認）通知書
- ② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

14 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

15 一次選抜の結果に係る簡易開示について

(1) 提供する内容

- ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- イ 自己表現の総得点
- ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項107ページに示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 提供期間

令和7年3月19日（水）から4月18日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし12時40分から13時25分までを除く。）

(5) 受付場所

本校（受付窓口は事務室）

16 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和7年3月12日（水）10時に本校正門掲示板への掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。

17 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

令和6年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜二次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/

1 選抜の趣旨
入学者の選抜は、「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	入学定員160人から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標
地域課題の解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す、心豊かでたくましい人材を育成します。

(2) 育てたい生徒像
当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒
自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒
「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

(3) 入学者受入方針
「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）
大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。
興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。
普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

<令和6年度入学生教育課程表>（予定）

1 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
	現代の国語		言語文化			歴史総合		数学Ⅰ		数学Ⅱ		化学基礎		体育		保健		音楽Ⅰ		英語＝コミュニケーションⅠ			論理・表現Ⅰ		家庭基礎		情報Ⅰ		道徳・社会と人間		フ リ ン テ ィ ア Ⅰ		サ ー フ ェ ー ス Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ		
																		美術Ⅰ																	
																		書道Ⅰ																	
2 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
	論述国語		地理総合		公共		体育		保健		英語＝コミュニケーションⅡ			選択科目																フ リ ン テ ィ ア Ⅰ		サ ー フ ェ ー ス Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ			
3 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
	論述国語		体育		選択科目																フ リ ン テ ィ ア Ⅱ		サ ー フ ェ ー ス Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ												

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格
一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者が出願できる。なお、(2)の入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。
(1) いずれの公立高等学校にも合格していない者
(2) いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

5 出 願

(1) 方 式
志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く他の公立高等学校を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(2) 期 間
次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。
令和6年3月13日（水）から3月15日（金）正午まで
出身中学校長が調査書等を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、3月14日（木）までに必着するよう提出すること。

(3) 手 続
手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(イ) 志願者

a 必要事項の入力
志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付
志願者は、3月15日（金）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録等
出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。
また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜（全日制的課程）出願資格に係る証明書（様式第12号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有している

ことを確認した上で、(2)の期間内に、本校校長にこれを持参又は簡易書留郵便により提出する。

ｂ 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月15日（金）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）

② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年3月15日（金）15時までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選 抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(2) 学校独自検査（小論文及び面接）

ア 小論文及び面接は、志願者全員に対して行う。

イ 小論文の配点は、50点とする。面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日及び時間割等

3月18日（月）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9:00～ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30～ 9:45	自己表現カードの記入
第2時限	10:00～10:50	小 論 文
第3時限	11:10～	自己表現及び面接

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接（5分）は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 自己表現カードの記入及び学校独自検査（小論文）時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。学校独自検査（小論文）の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいたことが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

上履き・下履きを入れる袋、自己表現で使用する物品がある場合はその物品

7 合格者の決定

(1) 調査書、自己表現及び学校独自検査（小論文及び面接）の配点の比重は、6：2：2とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（小論文及び面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和6年3月19日（火）9時に本校正門掲示板への掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月19日（火）9時から令和6年3月19日（火）正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。（受検票を持参すること。）

(3) 合格者は、令和6年3月19日（火）正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

9 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)の期間内に、出身中学校長を経由して、本校校長に提出する。なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

(3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節しやすい服装等の工夫をすること。

12 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

教議第53号

請願書について

1 請願者

教科書ネット・呉

呉市教育委員会

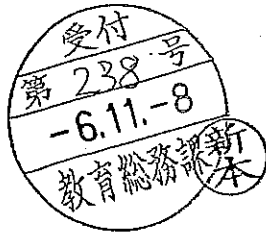
教育長 寺本 有伸 様

教科書採択についての請願

教科書ネット・呉

共同代表 岩崎智寧 花岡美紀

連絡先 大島浩司



はじめに

今年の教科書採択においては、私どもが5月に請願した項目の幾つかが実施されたことを喜んでいますが。調査・研究期間が幾分か伸びたこと、教科用図書の写真撮影が可になったことと、市民アンケートが実施されたことは教科書採択がより一層市民に開かれたものになったと考えております。

そのうえで、8月23日の教科用図書採択のための臨時教育委員会会議を傍聴したこと、その後公開された「調査・研究報告書」などの諸資料を基に分析した結果、いくつかの問題が見つかりました。その問題点を1～6で説明し、具体的な5項目の請願を行います。

1 観点4と5では差はつかず

「総合所見一覧・中学社会(歴史的分野)」を見ると、観点4「内容の構成・配列・分量」は9社とも全く同じ文言(評価)。つまり、この観点4で差を見つけれなかったということです。

また、観点5「内容の表現・表記」もほとんど同じ評価で異なるのは、以下の文言だけです。

・ユニバーサルデザインフォントが使用されており、円グラフ及び帯グラフでは、グラフに文字や数値が入れられている。

つまり、観点4と5は教科書を評価する観点とはなりえていません。したがって、教科書は観点1～3の評価で決められた!ということになりますが、これは如何なものでしょうか。

次は、観点1～3の評価の問題です。

2 観点1～3の評価の問題

観点1～3に対応して視点①～⑦があり、それぞれに方法がありますが、「総合所見」ではその多くが省かれ、以下の3つの視点で教科書が採択されています。

視点	方法
①学習課題の示し方	1時間ごとの学習課題の記載の仕方及び記載例
⑤学習のまとめの工夫	単元末のまとめにおける多面的・多角的に考察させるための記載例
⑥単元の導入における工夫	各単元の導入における学習に見通しをもたせるための工夫の具体例

(注) ⑥の「単元」とは「調査・報告書」を読むと「第●章 近世」など「章の始め」を示している。

つまり、「単元の導入(章の始め)」、「学習課題の示し方」、「学習のまとめ(単元末のまとめ)」の3つで、いずれも教科書の中味そのものの評価ではありません。これで子どもにとって「最良の教科書」を採択したことになるのでしょうか。

3 視点⑤「学習のまとめの工夫」について

(1) 恣意的な評価といえる「総合所見」

「総合所見」は「調査・研究報告書」を基にしています。視点⑤の東書と学び舎の「調査・研究内容」は以下の通りです。

発行者	調査・研究内容
東書	記載例（中世の日本） ○ 「武士が生まれ、その支配が広がった中世の日本で、社会はどのように変化したのでしょうか。」という探究課題について、章の学習を振り返り、自分の考えを文章にまとめる。 ・探究課題の解決の前に、「政治の動き」「東アジアの情勢」「産業の発達」「文化の側面」の4つの視点から整理する学習活動を設定している。 ・探究課題の解決の前に、節の学習を振り返り、「なぜ武士は政権を立て、社会を動かすほどの力を持つようになったのでしょうか。」「東アジアでの交流が進み、産業や文化が発達する中で、民衆はどのようにして力を持つようになったのでしょうか。」という問いについて、まとめる場面を設定している。
学び舎	記載例（中世の日本） ○ 中世を振り返り、「第2部・中世は、どのような人びとが力をもった時代だったでしょうか。前の時代と比べながら、自分の考えを文章にまとめましょう。」という問いについて、自分の考えを文章にまとめる。 ・中世について、人々の政策や行動、アジアの国々や地域との交流のようす、産業の発達や民衆の行動、仏教や文化の新しいうごきや特色といった視点でそれぞれまとめる場面を設定している。 ・中世についてまとめる前に、歴史的事象に当てはまる場所を地図上から選び、中世について4つの課題をまとめ、歴史絵画を解説・推理する場面を設定している。

そして、これを基にした「総合所見」を次に示します。

左が東書で、右が学び舎です。

ご覧の通り、なぜか学び舎は「調査・研究内容」にある「人々の政策や行動・・・」など4つの視点で「それぞれまとめる場面」が削除されています。

また、「歴史絵画を解説・推理する場面の設定」も削除されています。

これでは恣意的な評価の誹りは免れ得ないのではないでしょうか。

視点2 思考力、 判断力、 表現力等 の育成	・章の学習を振り返り、自分の考えを文章にまとめる活動が設定されている。節ごとの問いを解決する場面が設定されており、生徒が学んだことを整理しながら、探究課題の解決に向け、思考を深めやすい。	・前の時代と比べながら、自分の考えを文章にまとめる場面が設定されている。
------------------------------------	---	--

4 観点3「主体的に学習に取り組む工夫」の視点は・・・

観点3「主体的に学習に取り組む工夫」でその視点は2つありますが、視点⑦は切り捨てられ、⑥を「総合所見」で取り上げています。

視点	方法
⑥単元の導入における工夫	各単元の導入における学習に見通しをもたせるための工夫の具体例
⑦課題の設定、整理、分析、振り返りを展開するための工夫	「身近な地域の歴史」で示している記載の仕方及び調べる手順・方法

(1) 「主体的・・・」は指導要領で言う「主体的で対話的な深い学び」のこと

そもそも、呉市の選定委員会は「主体的・・・」について誤解があります。これは、6月14日に、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまが呉市教育委員会に提出した『☆2024年度教科書採択にあたって中学校社会科《歴史的分野》分析結果』でも触れているところです。

すなわち、「主体的に学習・・・」は、指導要領（平成 29 年告示）にある「主体的・対話的な深い学び」と解すべきで、それを実現するためには「① 課題（問い）を設定し、② 多様な視点に着目して、③ 課題を追究したり解決したりする活動が展開されるように学習を設計することが不可欠」と指導要領に記されています。

（2）「多面的・多角的に考察」することの大事さ

また、「多面的・多角的に考察...する力について」（「指導要領」P85 で）、「様々な角度からや、いろいろな立場に立って追究することが可能である。そのためには、目標（1）で示した、資料を適切に収集、選択、活用し、資料に基づいて考察、構想することも大切である。そのことが歴史における課題について「公正に選択・判断...する力」を養う」とあります。

（3）「単元の導入」に矮小化した呉市

にもかかわらず、呉市教委は「主体的・・・」を「単元の導入」に矮小化したままです。2020 年の採択ではさらに「単元の導入」においては、「キャラクターの問いかけ」にそれを求めました。今回(2024 年)は、「章の始め」の頁に「どのような時代か、話し合ってみましょう」「前の時代と比べて変化したことは何か、話し合ってみましょう」という指示にそれを求めました。いずれも「指導要領」が求めていることとは大きな開きがあります。

5 アンケートにみる教科書記述の問題

今年初めて実施された教科書展示でのアンケートの集約された資料を見ますと、調査・研究委員会が調べなかった教科書の問題がいくつもありました。その一部をここに記します。（ ）は日付と記入者です。

- 令和、「国生み神話」から始まって、歴史的事実と混同する。育鵬社、「神話に書かれていることは、歴史の事実そのものとは言えませんが」とあるが量が多い。（6 月 26 日小学校教員）
- 令和、歴史読み物で、天皇中心の内容で偏っている。歴史の流れがとても分かりにくい。（6 月 30 日その他）
- 自由社の誤り 2 点を指摘。日明貿易の時の足利義満と勘合について。育鵬社の勘合＝合い私は適切ではありません。（6 月 18 日予備校講師）
- 特攻作戦による 2800 人以上の特攻隊員が「散華」、特攻隊の死を美化することには反対。それら、どうして検定をクリアしたのか、疑問と怒りを覚える。（6 月 29 日その他）
- 東書の前爆投下の記述はたった 2 行。広島はこの教科書を採択すべきではない。（6 月 18 日元中学教員）
- 東京書籍、QR コードが多いし、沖縄戦や前爆投下の記述が少ない。（6 月 19 日その他）
- 前爆投下について、令和、東京書籍、育鵬社、自由社は説明が少ない。（6 月 19 日市民）
- 東京書籍の公民、「核兵器」の問題についてあまりにも記述が少ない。（6 月 24 日中学校保護者）
- 令和書籍、太平洋戦争序盤の日本軍の勝利を「快進撃」と書くなど、戦争をあおり立てている。子どもたちにしっかりと歴史を学んでほしい。（7 月 1 日退職教員）

※下線は筆者によるもの

これらを読むと、調査・研究委員は汗顔の至りという思いを抱くのではないのでしょうか。せめて、そう思っていたきたいものです。アンケートで明らかになったことは市民が一生懸命に教科書を読んでいるということです。このような教科書の記述内容に関わっての貴重な意見を今後どのように活用されるのでしょうか。先述したように選定委員会が教科書の中味について検討していないのですから、選定委員会を補完する上からも、こういう意見は採択に活かすべきではないかと考えます。

6 「綿密な調査・研究」ができていない理由、「特徴」をきちんと判断できないから

視点⑨「主権者育成のための工夫」の方法は「古代、近代、現代における民主主義の来歴や人権思想の広がりについての記載内容」です。

A社は、

【現代】「民主化と日本国憲法」というタイトルで2ページを使って記載し、「日本国憲法前文」「初の男女普通選挙」等の資料を掲載している。

B社は、

【現代】「焼け跡からの出発」「もう戦争はしない」というタイトルで4ページを使って記載し、「街頭演説をする山口シヅエ」「あたらしい憲法のはなし」等の資料を掲載している。

とあるだけです。これでは「特徴」のちがいが分かりません。しかし、実際の教科書の記述を見れば差がはっきりしています。

また、学習指導要領社会科解説 p119・120 には、(2) のアの「(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会」では「国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したこと」(内容の取扱い) に気づくことができるようにするとあります。そういう点で教科書の記述を見ました。

● A社は、「国民の苦難」という見出しで、「戦争は、国民生活に壊滅的な打撃をあたえました。空襲によって多くの人々が住宅を失い、工場も破壊されました。＜以下＞「物価上昇」、「失業者」、「食糧不足」を説明しています。

● B社は、「弟はフィリピンで死んだ」という見出しで、「＜前略＞山口シヅエ(28歳)は、戦争反対を訴えるために、立候補を決意しました。東京の焼け跡や闇市をまわり、690回も街頭演説をしました。かねを鳴らし、食べ物屋だと思って集まった人びとに向かって、演説を始めました。空襲で家と工場が焼かれた話、愛する弟が戦死した話をする、人びとは涙を流しました。「二度と戦争をしてはなりません」「女性が働きやすい社会にしましょう」と訴えて、当選しました。＜後略＞」

この違いは、A社が「空襲による破壊」、「物価上昇」などを説明しているだけなのに対し、B社は民衆の苦難の事実と戦後の民主化を、エピソードとして太く結びつけた記述となっています。どちらが中学生にとって印象深くとらえられるのでしょうか。

残念ながら、「調査・研究報告書」にはその違いは記されていません。どうしてそうなるのでしょうか。

それは多分、「内容の価値判断」を止められているからなのでしょう。「特徴だけ書くように」という言い方で。その結果、「特徴」さえも書かないで、先述の内容になっています。

調査・研究委員が子どもたちに教えているという立場の積極性からも、「子どもにとって分かりやすく、読みたくなる」という観点または視点や方法で、「どれがいい」、「これに比べてこれがいい」という判断ができるようにしてこそ「綿密な調査・研究」が行われると考えます。

以上のことを踏まえて、次の事項を請願します。

＜請願項目＞

- 1 調査・研究委員は子どもたちを教えている立場から「この教科書が使いやすい」という評価を意見具申できるようにすること
- 2 調査・研究委員は引き継ぎを含めて2期で交代するなどの公正・公平な任命をすること

＜補足説明＞連続して5回といえば、2011年、2015年、2020年、2021年そして今年と務めたことになりま

す。この間、調査研究期間も短くなり、内容も「数調べ」と「記載例」として抜き書きすることがほとんどとなり、そのことに疑問も感じなくなれたようです。また、長期間務めている調査・研究員は発行者や議員、呉市執行部など外部との癒着が起きやすくなるという懸念があります。

3 観点・視点・方法を変えること

<補足説明>観点は県教委が示したのですが、視点・方法は選定委員会で決められることになっています。「学ぶ主体の子どもにとって分かりやすい、一人でも読みたくなる記述や考えたくなるコラム」というものを入れて下さい。

4 教科書展示でのアンケートを選定委員会で資料として配るなどさらなる活用を図ること。また、学校アンケートを行い、教員の意見を採択に反映させること

5 教科書採択の臨時教育委員会会議には教育委員 4 人が全員出席できるようにすること

<補足説明>2023 年、そして今年と教育委員が 1 名いない状態で教科書採択が行われました。教育委員会の意義については繰り返しますが、「住民の代表」という職責を担うになうものであることはまちがいのないところです。「住民の代表」が 1 名欠ける状態での教科書採択は不適切であると考えます。また、教育委員が欠席する場合は、公務を欠席するわけですから欠席理由を市民に説明する必要があると思います。さらに、教育委員が教科書執筆者の場合は採択に参加できませんが、そうだったのでしょ